

# たまごの

第133号

平成26年10月1日発行  
発行所  
長崎大学玉園同窓会  
〒850-0029  
長崎市八百屋町36番地  
☎095-824-5494  
発行人  
山崎 滋 夫  
(株)昭和堂

## 就任ごあいさつ



会長理事 山崎 滋 夫

経て、この3月25日に一般社団法人としての知事の認可を得、7月23日に法務局への登記が完了いたしました。

去る6月29日の総会において会長理事の役をお受けすることになりました。

長い間の公職から解放され、自由自在の身に戻ろうと考えていた矢先のこと、ひたすら辞退もいたしましたが、会員の皆様と関係の方々のお力添えとご指導を頼りに、しばらくの間、誠実に、身に過ぎた役目を果たして参ります。本同窓会は、このたびの法人制度改革の波の中で、会の存廃をかけて新たな組織と運営形態を模索するとともに、煩雑な法的手続きを

この間の、小川前会長をはじめとする皆様の人知れぬご苦勞に、心からの感謝と敬意を表します。あとを託された私は、これから同窓会のありようを会員の皆様と共に学び、求め続ける使命の重さを感じないではいられません。ここに、新しい定款と組織が開始したいま、当面の課題とするこゝと、その所感のいくつかを挙げて、広く会員の皆様に関心をお寄せいただき、ご所見や提言などを賜りたいと思います。

1 同窓会の性格・活動のこと  
これまでの同窓会は「会員相互の親睦互助を図る」ことを主旨とする団体でした。しかし、これからの一般社団法人としての同窓会はそれにとどまらず、社会の不特定多数の人々の利益に貢献することが義務づけられています。県内の諸学校への図書寄贈が事業化されたのは、その一環です。今後は、教育にかかわる立場や経験を活かして、例えば各地区や個人、仲間による教職員の研修や子どもたちのスポーツ・文化活動の支援、健康・安全指導等、様々な場で、同窓会や会員の名のもとに活発な活動を展開することが必要であり、本会の社会的認知にもつながることだと思えます。これからの同窓会のあるべき姿は、各会員、各地区等の発意による活動に本旨があり、事務局や役員はその条件を整えることが主たる役割になるものと考えています。会員の皆様の、その教育力に根ざした社会参画にこそ、本会の存在の意味があると思うからです。

2 組織と会員の確定のこと  
新しい定款では、正会員を法律上の社員と定め、社員総会と理事会が組織運営の中心となります。また、正会員は「会費を2年以上納入しないとき」はその資格を失うと定めており、名目だけの会員を整理して財源と組織の基盤を明確にすることが、監督官庁からの強い指導でもありました。会員の確定と名簿の調製が急務ですが、勤務の異動や住居・生存の確認、会費納入の点検など事務局の仕事は大変なものです。積極的な加入の働きかけと会費納入のお願いを重ねながらの作業ですが、このことにも十分なご理解とご協力をお願いする次第です。

3 会員意識に関すること  
同窓会は、同じ学舎で教師を目指して学び合い、卒業後の歩みの中でのお出合いと苦楽を共にした縁で結ばれた者の集いです。いま、実利的な恩恵の多少によつて対人関係や所属集団への思いが左右されるのが人の常となつた観があります。むしろそれ故にこそ、自分が教師となり、教師であり、教師であったことの原点が、共に生きた仲間どうしの「学びの縁」にあることに心を向けられ、新に始動する玉園同窓会の活動にご参画いただくことを祈念して、ごあいさつといたします。

# 退任挨拶



前会長 小川 大天

題解決のためにひたすら努めてまいりました。

私は、平成20年度の7月より、約130年の歴史と伝統を誇るこの玉園同窓会の会長に選任され、6年の永きにわたり務めさせていただきました。

定款の見直しをはじめ、組織・運営・予算等、県教育委員会のご指導のもと、理事会・関係委員の方々のご協力を得て紆余曲折を経ながら、平成26年3月20日に、一般社団法人として認可を受けることができました。

会長在任中は、本会役員、事務局員、会員、関係機関の皆様の温かい御指導、御支援を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

関係各位には感謝申し上げます。またこの間、玉園同窓会のさらなる発展を目指した活動として、次のようなことにも取り組んでまいりました。

さて、この6年間は、就任時より課題となっておりました、国が進める公益法人の見直しに取り組まなければなりませんでした。玉園同窓会におきましても法人化問

① 教育の振興に寄与し、会員が近況を語り合える会報の発行  
・ 会報「たまぞの」の内容の充実に努めました。

校長先生や若い先生方の声、教育学部からの「母校だより」、県外の退職会員の語り合いの広場「おたつしやだより」等を通じた会員同士の親睦と交流を図り会員の絆を確にしました。

## ② 教育学部への支援

・ 教育学部と連携して、教員採用試験に向けた小論文の書き方や採用試験についての相談指導。模擬授業や面接の受け方の指導に努めてきました。

・ 卒業生への玉園同窓会賞

学生の勉学への努力を励ますため、卒業時に5名の卒業生に授与しました。

## ③ 各地区で教育について語り合う地区懇親会の開催

・ 地域の実態をふまえた学校（小学校・中学校各一校ずつ）の教育活動についての発表と質疑応答で、互いに啓発

し合いました。  
・ 自由参加の懇親会の実施  
現職会員と大学の教官との懇親を深める一助となっております。

役員・会員の皆様のおかげをもちまして、会長の重責を果たすことができました。今後も山崎新会長を支え、本会の発展のため、さらなる御支援と御協力をお願いいたします。退任の挨拶といたしま



# 一般社団法人への移行に伴う 玉園同窓会の組織及び運営等について

事務局長 濱崎 嘉一郎

平成26年3月20日付けで、本同窓会は社団法人から一般社団法人へ移行されました。それに伴い、これまでの本会の運営等が変わる事項等について、会員の皆様にお知らせいたします。

## 1、総会の位置付け について

従来の評議員会（代表制）に代わって、総会（全会員制）が運営事項等の決定機関として、明確に位置付けられました。「定款第11条」

## 2、評議員の機能に ついて

従来は、会員8,000名の代表として、17支部の評議員（45名）及び理事の皆さんの出席を得て事項の審議を行っていましたが、今

後は、総会はすべての正会員によつて構成する総会が最高の決議機関となり、平成26年度の総会からは、新定款に沿って実施いたしました。

評議員の皆さんは、県内各地区の地区委員や支部委員として活動していただくことになりました。主な役割として、会員の状況把握や年1回の各地区の地区教育懇話会のお世話・各学校への図書購入費助成事業における図書贈呈式への出席等を考えております。

## 3、基金の使途につ いて

主に、不特定多数を対象にした公益事業（現在は、図書購入費助成事業）に使用されることとなります。以降は、総会に図りながら、この種の事業の拡大に努力していく考えです。

## 4、会員資格の喪失

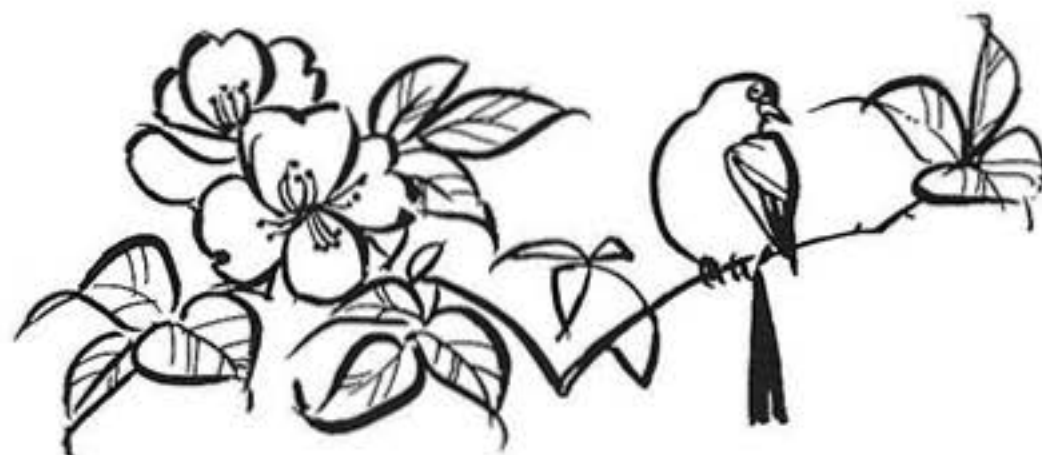
新定款第10条に、「会費を2年以上納入しないとき」は会員の資格を喪失することが明記されました。

## 5、その他

1〜4以外に、多少変わったところがありますが、新定款に記載されておりますので割愛いたします。

## 6、お願い

現職会員の会費（年1000円）納入状況が大変好ましくありません。どうか、本同窓会の主旨、活動状況等をご理解の上、更なるご協力をお願い申し上げます。



# 一般社団法人長崎大学玉園同窓会定款

## 第一章 総則

### (名称)

第一条 この法人は、一般社団法人長崎大学玉園同窓会と称する。

### (事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

## 第二章 目的及び事業

### (目的)

第三条 この法人は、長崎大学教育学部をはじめ関係団体と連携し、会員相互の親睦、資質向上を図り、もって長崎県の教育の振興に寄与することを目的とする。

## 第三章 会員

### (法人の構成員)

第五条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 次のいずれかの者
  - ①長崎県師範学校、長崎県女子師範学校、長崎師範学校、長崎大学学芸学部及び長崎大学教育学部の卒業生（以下「長大教育学部卒業生」という）で、総会の議決を経て別途定める年会費を納入する者
  - ②長大教育学部卒業生で教職員を退職するときに、総会の議決を経て別途定める終

### (事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の資質の向上を目標とした会報の発行
- (2) 小学校、中学校、高等学校、

身会費を納入した者

- (2) 特別会員 長崎大学教育学部教官及び学生

二 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

### (入会)

第六条 この法人の会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申し込みを行うものとする。

### (会費)

第七条 この法人の事業活動に經常的に生じる費用に当てるため、正会員は別に定める会費を納入しなければならない。

### (任意退会)

第八条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第九条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

### (会員資格の喪失)

第十条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を二年以上納入しないとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき

## 第四章 社員総会

### (構成)

第十一条 総会はすべての正会員をもって構成する。  
二 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

- 第十二条 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任

(4) 役員の報酬等の額

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第十六条 総会における議決権は、正会員一名につき一個とする。

(決議)

第十七条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。二 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

項

三 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第十九条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第十八条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

二 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人名は、前項の議事録に記名押印する。

第五章 役員

(役員の設定)

第十九条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 十名以上十五名以内
- (2) 監事 三名以内
- 二 理事のうち一名を会長、一名を副会長、一名を常務理事とする。

三

前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第九十一条第一項第二号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第二十一条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

二 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執行する。

三 副会長は、会長を補佐する。

四 会長及び常務理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二十二条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

二 監事は、いつでも、理事および事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(招集)

第十四条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第十五条 総会の議長は、会長とする。

二 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

ととする。

から選定する。

## (役員任期)

第二十三条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

二 監事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

三 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

四 理事又は監事は、第十九条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## (役員解任)

第二十四条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

## (役員報酬等)

第二十五条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額

の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## (顧問及び参与)

第二十六条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与をおくことができる。

二 顧問及び参与は次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

三 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

四 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、事務遂行に必要な費用の支払をすることができる。

## 第六章 理事会

## (構成)

第二十七条 この法人に理事会を置く。

二 理事会は、すべての理事をもって構成する。

## (権限)

第二十八条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

## (招集)

第二十九条 理事会は、会長が招集する。

## (議長)

第三十条 理事会の議長は、会長とする。

二 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

## (決議)

第三十一条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## (理事会の決議の省略)

第三十二条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案

について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

## (議事録)

第三十三条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

二 議長及び監事並びに出席した理事のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第七章 資産及び会計

## (事業年度)

第三十四条 この法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

## (事業計画及び収支予算)

第三十五条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承

認を受けなければならない。これを  
変更する場合も、同様とする。

二 前項の書類については、主たる  
事務所に、当該事業年度が終了  
するまでの間、備え置くものと  
する。

(事業報告及び決算)

第三十六条 この法人の事業報告  
及び決算については、毎年事業  
年度終了後、会長が次の書類を  
作成し、監事の監査を受けたく  
えて、理事会の承認を受けなけ  
ればならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増  
減計算書の附属明細書

二 前項の承認を受けた書類のうち、  
第一号、第三号及び第四号の  
書類については、定時総会に  
提出し、第一号の書類について  
はその内容を報告し、その他の  
書類については承認を受けな  
ければならない。

三 第一項の書類のほか、監査報  
告の書類を主たる事務所に五年

間備え置くとともに、定款、社  
員名簿を主たる事務所に備え置  
くものとする。

第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第三十七条 この定款は、総会の  
決議によって変更することがで  
きる。

(解散)

第三十八条 この法人は、総会の  
決議その他法令で定められた事  
由により解散する。

(剰余金の分配)

第三十九条 この法人は、剰余金  
の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第四十条 この法人が清算をする  
場合において有する残余財産は、  
総会の決議を経て、公益社団法  
人及び公益財団法人の認定等に  
関する法律第五条第十七号に掲  
げる法人又は国若しくは地方公  
共団体に贈与するものとする。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第四十一条 この法人の公告は、  
主たる事務所の公衆の見やすい  
場所に掲示する方法により行う。

第十章 事務局その他

(事務局)

第四十二条 この法人の事務を処  
理するために事務局を置き、事  
務局長、その他必要な職員をお  
く。

二 事務局長は理事会の承認に基  
づき、会長が任免する。

(委任)

第四十三条 この定款の施行につ  
いて必要な事項は、理事会の決  
議を経て、会長が定める。

附則

一 この定款は、一般社団法人及  
び一般財団法人に関する法律及  
び公益社団法人及び公益財団法  
人の認定等に関する法律の施行  
に伴う関係法律の整備等に関す  
る法律第二百一十一条第一項にお  
いて読み替えて準用する同法第

百六条第一項に定める一般法人  
の設立の登記の日から施行する。

二 一般社団法人及び一般財団法  
人に関する法律及び公益社団法  
人及び公益財団法人の認定等に  
関する法律の施行に伴う関係法  
律の整備等に関する法律第二百  
一十一条第一項において読み替え  
て準用する同法第百六条第一項  
に定める特例民法法人の解散の  
登記と一般法人の設立の登記を  
行ったときは、第三十三条の規  
定にかかわらず、解散の登記日  
の前日を事業年度の末日とし、  
設立の登記の日を事業年度の開  
始日とする。

三 この法人の最初の会長は次に  
掲げる者とする。

小川 大天

# 一般社団法人 長崎大学玉園同窓会 細則

定款第43条の規定により、次のとおり細則を定める。

2 専門部は、総務・研修・広報

の三部会とし、幹事をもって構成する。必要によっては担当理事を配する。

(地区組織等)

第三条 定款第3条の目的を達するため本県内の市郡に地区

組織を置き、県立学校および大学附属幼・小・中・特別支援学校に支部を置く。

この細則は 平成26年6月29日から施行する。

(役員の内任)

第四条 定款第23条に規定する理事ならびに監事の再任については、再任の時点で満年齢81歳以上に達した者は再任することができない。

(会費)

第一条 正会員は、社員総会において決議された下記の額の会費を、所定の方法により納入するものとする。

3 幹事の任期は2年とし、再任

2 地区区分は、長崎・佐世保、

※この細則は、9月10日定款32条により、書面による理事の同意を得て議決されました。

年会費 1000円(入会后在職中)、終身会費5000円(退職後の入会時1回限り)、定款第6条により入会する在学生の入会金3000円(在学中 1回限り)

4 各部会は、事務局長のもと、事務局所属の幹事と部会長が主宰する。  
5 各部会の事務は概ね次のとおりとし、必要に応じて招集する。

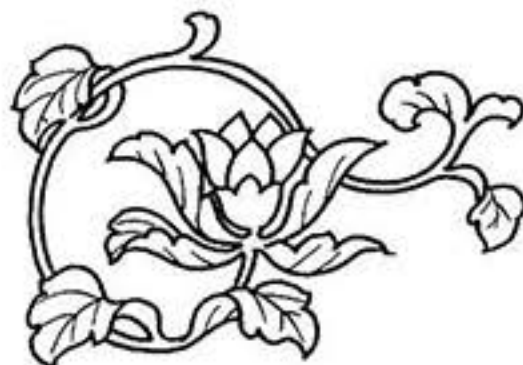
(幹事および専門部会)

第二条 定款第4条の事業と本会の運営を円滑に推進するため、会長は幹事を委嘱し、専門部を置く。

総務部 本会の組織運営等に関すること。社員総会に関すること。

3 各地区等にあつては、事務局と連携して、会員の異動等状況の把握と意識の向上に努め、地域における活動、地区教育懇談会の実施などにあたる。

研修部 長崎大学生に対する指導助言、相談等の支援。正会員の研修等に関すること。  
広報部 同窓会報「たまぞ





# 母校だより

日弁公 齋

## これからの教員養成と大学の役割

長崎大学教育学部長 藤木 卓



平成26年4月から教育学部長に就任いたしました。不慣れではございますが、どうぞ、よろしくお願いたします。

さて、国の教育政策としましては、教職生活全体を通じた教員の資質及び能力の向上が意図されています（「教職生活の全体を通じて教員の資質能力の総合的な向上方策について」平成24年8月28日、中央教育審議会答申）。教員採用試験に合格し、教育現場へ飛び込んでから子どもとともに成長すると言うのが、従来からの教職観でした。それが、いじめや暴力への

対応はもろろんの事、それらに加えて特別な支援を要する子どもへの対応や、教科指導へのICT活用、そして小学校からの外国語活動など、現代的な教育課題は多岐にわたるとともに解決が難しくなってきました。そのために、教員養成大学・学部での教育段階から、卒業して教職に就き教員として一人前になって行くその教職生活全体（大学生としての学びから教員になってからの学び全体）を通して、教員としての資質や能力を磨いていくことが意図されています。その意味で、教員の資質能力向上についての考え方が変化してきていると言っても良いのかもしれません。

とところで、今、全国的に求められております教員養成改革は、教員免許を卒業要件としない課程（いわゆる、新課程）の廃止と、教職大学院の設置（従来型大学院である修士課程の改革を含む）です。長崎大学教育学部では、平成20年度から、新課程の情報文化教育課程を廃止するとともに、教職大学院の教職実践専攻を設置しました。さらに平成26年度からは、全国に先駆けて修士課程の教科実践専攻を教職実践専攻へ一元化し、教育学研究科はその全てを教職大学院としました。国内の大学のうち教職大学院を設置しているのは25大学、そのうち、旧国立系の大学・学部は19大学です。九州内では、本学の他には福岡教育大学と宮崎大学にしかありません。教職大学院の設置と修士課程の改革・縮小は、国策であり、教育実践に特化して教員養成の高度化を進めるものです。教員養成改革から見ると、長崎大学は全国でトップを走っていると云っても過言ではありません。

平成25年度に公開された教員養成分野のミッションの再定義では、本学は地域密接型を指向する大学へ入っており、県教育委員会等との密接な連携を基盤として、地域の教員養成機能の中心的な役割を担うとともに、教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与することを目標としています。そのために、実践型教員養成機能への質的転換を図ることが求められています。新課程の廃止や教職大学院への一元化は、正にこの質的転換の表れであると言えます。さらにこの質的転換は、解決が難しくなってきた様々な教育的課題の解決力、すなわち教員の資質能力の向上のために、学部段階から教職生活全体を通じた学び続ける教員の育成にもつながっています。

学生が大学で学ぶのは4年間（大学院は2年間）ですが、その後の教職生活は一般的に35年以上の長きにわたります。だからこそ、学び続ける教員であることが必要になってきます。教員として教育現場で学び続ける場合、置かれた環境に大きく左右されます。団塊の世代の大量退職でベテラン教員が少なくなっていく昨今、若い教員を鍛え育てる環境は健在でしょうか？ 学校に一人しかいない（あるいは、町内に一人しかいない）教科の教員であれば、教科指導に関する学びの機会は限られます。臨時任用教員の場合は、さらに厳しい状況があるのかもしれない。このような学び続ける教員の支援を考えると、大学の役割も大きく変わる必要があります。教職大学院の設置は不可欠です。また研究会等を開催して情報提供を行ったり、講師や指導助言に大学として関わることも必要です。しかし、教育現場の課題に耳を傾け、

教員に寄り添うべき教員養成大学として、それで十分でしょうか？  
教職生活全体を見通した教員の学びを支援できるような組織や体制、そしてカリキュラムの実現が必要  
です。今まさに、教育委員会や学校、同窓会等との強力な連携に基づく教員養成機能への質的な転換  
に対して、大学としての真価が問  
われています。

## インクルーシブ教育 促進の取り組み

長崎大学教育学部副学部長

鈴木 保巳



1994年のサラマンカ声明を契機に、インクルーシブ教育の概念が世界的に認識されるようになりました。以来、多様な障害のある子どもたちを含め、何らかの要因で社会的に不利な状態におかれている子どもが、すべて、学校教育を享受できる社会の有り様が追

求されています。即ち、「Education for All」を目標に掲げた取り組みが展開されています。

この流れの中で、障害のある子どもの教育も、特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られました。現在の「特別支援教育」の対象には、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が含まれます。文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、公立の小・中学校の通常学級において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が65%程度の割合で在籍していることが明らかにされました。これらの児童生徒以外にも、何らかの困難があり教育的支援を必要とする児童生徒が存在する可能性も指摘されています。

インクルーシブ教育を真に実現するためには、単に障害のない子どもと同一の教育の場を提供するだけではなく、児童生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を提供することが肝要です。

これを具現するため長崎大学教育学部では、平成26年度の文部科学省の「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業」の委託を受け、附属小学校・中学校における支援の取り組みを開始しました。特別支援教育コース教員の意欲的取り組みの下、長崎県教育庁特別支援教育室、同義務教育課、長崎県教育センター、長崎市教育委員会の連携協力を得て、「早期支援研究事業運営委員会」を組織するとともに、教育学部内に専門教員から成る支援チームの活動拠点として支援ラボを整備しました。

本事業ではまず支援ラボで、対象児童生徒について、学習面や行動面の困難の実態を客観的にアセスメントした上で、一人ひとりに適した個別・小集団支援プログラムを立案して実施していきます。支援の有効性が実証された方法は、附属小学校・中学校にフィードバックして、学校や教室環境の実情に配慮しつつ集団指導の場への導入を図っていきます。平行して、附属小学校・中学校の教員を対象とした研修を行い、アセスメント結果を活用した授業作りや指導方法の改善等について、日常的に意識できる資質の涵養を志向します。

また、教員のみならずすべての児童生徒を対象として、障害理解教育を実施します。具体的には、学校環境のユニバーサルデザインやインクルーシブ教育、発達障害の概要に関する知識習得の機会を提供します。つまり、①対象児童生徒に対する個別・小集団支援の実施、②学校や教室環境の整備、③発達障害の児童生徒の教育に関する教員の資質向上の取り組み、④すべての児童生徒を対象とした障害理解教育、を通して、附属小学校・中学校に在籍する学習面又は行動面で困難を示す児童生徒に、インクルーシブな教育環境を創造することを目指します。

平成26年度と27年度は、附属小学校・中学校において事業展開し、その有効性について逐次検証していきます。この成果は、附属小学校・中学校における継続的支援に活かすのみでなく、地域の特別支援教育全体の向上に資すべく展開していきます。その中で支援ラボは、事業終了後も、長崎県内の特別支援教育におけるセンター的機能を担うことを目指しています。皆様の応援を賜ることができましたら幸いです。

# 動いています同窓会

## 平成26年度 図書購入費助成校

一般社団法人長崎大学玉園同窓会は、長崎県内をはじめとする教育の振興に寄与することを目的として、「図書購入費助成」の事業を行っています。

平成26年度は、左記の学校に助成を行うことにしました。

### 小学校の部

- 長崎市立戸石小学校、高尾小学校、桜が丘小学校、諫早市立本野小学校、対馬市立乙宮小学校、今里小学校、新上五島町立今里小学校

### 中学校の部

- 長崎市立丸尾中学校

## 図書贈呈式

9月1日、図書購入費の助成をいたしました長崎市立高尾小学校において、贈呈式を行いました。

山崎滋夫会長より、児童代表へ目録を贈呈し、「学習に役立ててください」と贈呈の言葉を贈りました。

児童の代表からは、「大事に使わせていただきます」とお礼の言葉がありました。

贈呈した一冊一冊が、高尾小学校の子どもたちの心を豊かにはぐくみ、人生の財産になることを確



信じています。式にあたりまして、校長先生及び同校の会員の先生方をはじめ、諸先生方に大変お世話になりました。ありがとうございます。

## 教育学部 原爆殉難慰霊祭

台風11号の余波で、強風が木々を揺らし、灰色の雲が空を覆う8月9日、被爆地長崎は、今年も、「原爆の日」が巡って来しました。長崎の街を一瞬にして地獄と化し、7万人を超える人々を熱線と爆風によって焼死させたあの忌まわしい日から、69回目の「原爆の日」を迎えました。

平和公園での長崎原爆犠牲者慰霊平和式典を中心に、市内各地にある慰霊碑の前や各小中高等学校では、祈りと平和希求の誓いを新たにす追悼行事が営まれました。我が長崎大学と玉園同窓会も、文教キャンパスにあります。「長崎大学原爆殉難慰霊碑」の前で、この地に勤労学徒動員令により、三菱兵器製作所に出動し原爆の犠牲となられた同窓生及び職員54名の御冥福と、平和への願いを込めた、追悼「原爆殉難慰霊祭」を営みました。

慰霊祭は、大学の職員の方の司会進行で進められました。初めに、主催者であります教育学部の藤木卓学部長の挨拶がありました。

続いて、原爆が投下された午前11時2分、殉難されました方々の御冥福を祈り御霊に黙祷を捧げました。

次に、参列された同窓会員及び大学の先生方・職員の方々全員で御焼香を捧げました。最後に、同窓生を代表して永嶋寛延先生から慰霊の言葉が延べられました。

殉難者の御冥福と恒久平和への誓いを新たにす、滞りなく終了することが出来ました。

慰霊祭の実施にあたりましては、今年も、大学の職員の方々へたいへんお世話になりました。テントの設営から献花や供物等の準備、そして湯茶の接待まで、心の行き届いた諸準備をしていただきました。心よりお礼を申し上げます。



幼稚園

子ども・子育て関連三法が成立し、間もなく本格実施をむかえようとしている現在、これまでに増して、質の高い幼児期の学校教育が問われています。

では、質の高い幼児期の学校教育で求められていることは何でしょうか。それは、「幼児期に必要な体験はどのような体験なのか」「体験が豊かなりをもち、学びがより豊かになるような援助や環境のあり方はどうあるべきか」を明確にし、実践することと考えます。

子どもの未来につなぐ豊かな幼児教育を目指し、頑張っています。

小学校

昨年度より、「新たな価値を見いだす子どもの育成」という主題の下、中学校と連携し、研究を進めています。一人一人の役割を明

確にした「協働」において、思考力・判断力・表現力を高めようと考えています。

今年度は、小中合同での初の研究発表会を開催し、「協働による学習」とともに、「小中連携」の在り方について提案します。小中共通の学習スタイルの授業、指導事項の関連や思考スキルの系統性を意識した授業など、各教科等の特性に合わせた授業を公開します。



今、附属校園では

中学校

この春、14年ぶりに本校勤務となりました。本校は草創期から一度も揺らぐことなく受け継がれてきた、校訓「光と力と望みと」を校訓にしており

本校教育の向かう先は、この校訓に込められたロマンと高い志。これに恥じない学校、生徒、教職員でありたいという思いは一つです。本年度は、附属小学校と連携

し、「協働による学び」を通じた思考力等の育成、さらには学力調査における本県の課題を踏まえた授業研究など、地域教育の発展に貢献できるように努めております。

特別支援学校

本校は昭和46年に長崎大学教育学部養護学校として設立しました。本校は、小学部・中学部・高等部からなり、12年間の一貫教育を実践しています。

本校の特色ある教育活動として、遊びの学習・買い物学習・公共施設等の利用・企業や福祉施設等での現場実習の学習などがあります。それらの学習をおして、将来の社会生活において必要なコミュニケーション能力や働く力などの生きる力を身につけます。そして、生きるための糧となる生きる喜びをつくることを大切にして、日々の教育活動を展開しています。

新会員紹介

平成二十五年度卒業生

学校教育教員養成課程

初等教育課程

小学校教育コース

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 松熊 紋加 | 西山 史織 | 岸本 梢  |
| 安藤 妃寿 | 橋口 朋枝 | 喜多 瞳  |
| 池上 学  | 林田 勇仁 | 北村 彩  |
| 上田 希美 | 深井 恵  | 倉富 尚子 |
| 江田 靖幸 | 古家 真  | 後藤 弘成 |
| 緒方 啓亮 | 堀ノ内 賢 | 酒井柚貴子 |
| 香川奈津実 | 前田辰太郎 | 坂本 愛恵 |
| 川口 梨奈 | 松本 由至 | 陣内 俊  |
| 川田 真也 | 松山 愛  | 菅 彩伽  |
| 北川はるか | 山口 郁子 | 竹中 奨  |
| 桐谷 祥平 | 宇治橋伸一 | 寺田 綾茄 |
| 久我 自生 | 吉原さつき | 時枝 美幸 |
| 黒原水遠子 | 吉美 美穂 | 中原 未来 |
| 佐伯まゆか | 猪村 幸希 | 原 尚史  |
| 田中智奈美 | 鯉川 海帆 | 春木 遼平 |
| 谷川 実和 | 稲森 千笑 | 日隈 徳子 |
| 近用 真紀 | 大浦 早貴 | 日野紗也果 |
| 中尾実可子 | 尾野江敦郎 | 平井 理子 |
| 中川亜梨沙 | 垣花 歩  | 松田 千晃 |
| 中園 佳代 | 川井田大輔 | 丸目 幸佳 |
| 新納 真琴 | 川上 千尋 | 溝上 桃子 |
| 西田雄一朗 | 川崎星以来 | 宮下 将平 |
|       |       | 森岡 美帆 |
|       |       | 森下 義仁 |
|       |       | 山下奈津季 |
|       |       | 山田 裕  |
|       |       | 吉永 彩子 |
|       |       | 清川 信彦 |
|       |       | 西野 克浩 |
|       |       | 池田 有紀 |
|       |       | 稲田 祐馬 |
|       |       | 彌水 隼希 |

西郷 彩	木浦歩美亜	(社会科)	宮原 里実	川邊裕太郎	松尾 直哉
柴田 美里	桑村 重季	溝口 佳紀	(音楽科)	河本 奈々	森 翔
陣香 亮太	重松 末和	渡部佳奈美	秋吉 智貴	里見 佳奈	森尾 彰太
田出 彩	鳥 太輝	池田 麻美	大橋 理渚	濱田 興樹	田中 美穂
竹原 早紀	下田 杏奈	大岡 美喜	篠原 昂太	幼稚園教育コース	
戸篠 直角	高木 夏紀	篠崎 賢人	中島由佳梨	田鍋志緒里	北野 大地
内藤 優一	竹山 翠	竹内 里水	本田 彩夏	小中麻衣子	田川 礼楽
中津留加奈子	田代 絢子	谷本 宏貴	(美術科)	一司 裕加	橋本明日香
林 花恵	長岡 有紀	廣瀬龍之介	太田真由里	岡田那都弥	田中 泉
東 幸樹	中島 梢	本田 卓裕	長瀬 千尋	梶原 捺央	濱本 梓
藤木 綾香	中城 早貴	前田 拓也	山田すみれ	川崎百合奈	久方 舞
船津紗也佳	中村 慎吾	牟田真奈美	吉岡 郁美	岸川真理子	深堀 朋子
本多 正英	二宮 瑞希	(数学科)	(保健体育科)	小峰早紀子	松嶋 志果
前原ゆりか	平川 舞	内山 綾香	大月 芙美	佐々木知愛	松本 理愛
舛元 崇史	布村 美紗	大北 一幸	甲斐実和子	寺田 和樹	水口 知佳
森山 龍一	松田 光主	鳥ノ江弘子	岸本 昌蔵	那須千由希	宮永 由佳
山崎 有紗	松永瑠衣子	田中聡一郎	黒江 洋樹	山田瑛梨奈	本村 京子
吉岡明日菜	牟田 貴智	田中 智大	砂川 翔平	吉田 梨穂	山内 久恵
四谷 繁	森 遙	中村 熙	安河内 萌	池田 美穂	山田 知恵
原口 大志	山口由希子	林 昇平	(技術科)	小野 葵	平田 彩乃
伊藤 あゆ	山下志緒里	山中 夏美	遠山 兼蔵	特別支援教育コース	
阿南 香采	山下 順也	吉田総一郎	山下 翼	深井幸八香	堂下 美帆
猪股 朝子	山田 香織	(理科)	山下 翼	春口 未希	西畑 民希
江口 夏美	山村 香凜	稲田 彩華	山本 暢彦	伊藤 由佳	畑田 茜音
川上 利采	山本 理恵	岩元 愛美	(家庭科)	鬼塚 絵更	浜崎 愛
中学校教育コース		鈴木 混大	小坂 沙織	川口 未来	原田かすみ
(国語課)	田中めぐみ	鶴田 早希	野中 美里	小林 亜古	春成 知美
大坪加奈子	濱 菜里	富永 美紀	廣田 遥香	小峰ありさ	藤野 美穂
甲斐 綾菜	冷水 佑衣	前田 愛理	宮崎 駿平	谷 渡睦	山田 純子
川原 小波	峰 杏里沙	松尾 明香	武藤 文恵	坪倉 真俊	
近藤 成美	三好菜生子	松永 唯宏	(英語科)		
		山口 桂佑			

# 平成26年度 総会報告

日時 平成26年6月29日(日)  
11時～14時30分

場所 長崎市立桜町小学校内・地域、学校教育交流センター

出席者 顧問・参与・理事・監事・幹事・地区委員(元評議員) 会員4000名中 出席者56名 委任状2453名

第1号議案 (25年度の事業報告・決算報告)

①事業報告  
平成25年4月 新入生・終身会員への入会案内発送

会報の発行(年2回)  
主題「人間関係を大切にしたい教育」を掲げ各校が取り組んでいる、研究や実践を発表していただいた。

●会報131号(18ページ) 8,600部  
●会報132号(18ページ) 8,400部

教育学部への支援(教育公務員採用試験受験者への指導助言・模擬授業・面接試験の受け方指導・卒業生への玉園同窓会賞の授与・サークル活動への支援)

長崎大学原爆殉難慰霊祭への参加及び献花(25・8・9)

地区懇話会の実施・25・12・21長崎東支部 於「セントヒル長崎」世話人(日見中・田代知二校長)出席者 事務局4名 山路裕昭教育 学部長 理事2名

長崎東支部会員22名  
長崎大学全学同窓会(25・11・

23)本会員70名参加  
図書購入費助成事業(1校につき10万円前後) 小学校「7校」中学校「1校」

②決算報告 次ページに掲載

第2号議案 (26年度の事業計画・予算案)

①事業計画  
会報の発行 133号 134号

地区懇話会の開催 長崎市南部地区 世話人「長崎市立小ヶ倉小 赤瀬明子校長」

教育学部への支援  
長崎大学全学同窓会との連携強化

図書購入費助成事業(前年度並)

②予算案 次ページに掲載

第3号議案 (役員改選)

「会長(代表理事)の交代」 小川大天会長は、理事として留任するが会長を退任、その後任に山崎滋夫理事が会長に就任。

「顧問の就任」 前顧問の山路裕昭教授が学部長を退任されたことに伴い、前理事の藤木卓教授(現教育学部長)が就任

前顧問の立岡誠先生が死去されたことに伴い前理事の小田恒治先生(現県教育会理事長)が就任

新法人への移行に伴い、理事・監事・幹事は全員一応退任し、改めて就任(任期・H26・6・29～H28・6・28)

本会の平成26年度、各支部長及び評議員は、各地区委員長・地区委員と名称が変わり、お名前は、役員紹介のページに掲載

## 収 支 計 算 書

平成25年4月1日から平成26年3月31日

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I. 収入の部				
1. 入会金収入	420,000	399,000	21,000	
入会金収入	420,000	399,000	21,000	3,000円×133名
2. 会費収入	2,800,000	2,692,000	108,000	
会費収入	2,740,000	2,642,000	98,000	1,000円×2,642名
終身会費収入	60,000	50,000	10,000	5,000円×10名
3. 雑収入	100	131	△31	
雑収入	100	131	△31	
4. 繰入金収入	3,500,000	3,750,000	△250,000	
繰入金収入	3,500,000	3,750,000	△250,000	基金会計より繰入
当期収入合計(A)	6,720,100	6,841,131	△121,031	
前期繰越収支差額	291,503	291,503	0	
収入合計(B)	7,011,603	7,132,634	△121,031	
II. 支出の部				
1. 事業費*	3,870,000	3,536,255	333,745	
会議費	520,000	488,338	31,662	会議要項作成、招集旅費、昼食代、地区懇話会
渉外費	100,000	80,736	19,264	退職校長会、教師と子供の像 等
会報・発行費	1,850,000	1,760,298	89,702	会報2回の印刷・発送
名簿整理費	10,000	3,200	6,800	名簿作成資料代
セミナー開設費	170,000	150,000	20,000	講師資料代、反省会補助
学部・準会員支援費	200,000	123,970	76,030	長大祭、学部祭、退官教授祝賀会、卒業発表会
図書助成費	700,000	697,713	2,287	学校図書の助成
支部助成費	320,000	232,000	88,000	通信費、地区懇話会
2. 管理費	3,111,603	3,137,796	△26,193	
報酬給与	1,440,000	1,440,000	0	職員報酬
法定福利費	0	0	0	労働保険料
交通旅費	270,000	262,540	7,460	交通費
事務用品費	110,000	109,133	867	コピー用紙、トナー交換、年賀状
消耗品費	15,000	7,934	7,066	お茶、灯油
借料	470,000	452,310	17,690	家賃、機器レンタル料
光熱水費	130,000	112,920	17,080	電気 水道 他
公租公課	71,000	71,000	0	県、市民税
通信費	120,000	127,329	△7,329	電話、切手
会費徴収費	90,000	87,520	2,480	会費振込料
慶弔費	20,000	40,135	△20,135	祝儀、弔電
雑費	375,603	426,975	△51,372	税理事務手数料、法務局登記、残高証明 他
3. 固定資産取得購入支出	0	0	0	
什器備品購入支出	0	0	0	
4. 予備費	0	0	0	
5. 繰入金支出	30,000	30,000	0	退職積立金特別会計
当期支出合計(C)	7,011,603	6,704,051	307,552	
当期収支差額(A)-(C)	△291,503	137,080	△428,583	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	428,583	△428,583	

## 収支予算書(案)

平成26年4月1日から平成27年3月31日

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 収入の部				
1. 入会金収入	420,000	420,000	0	
入会金収入	420,000	420,000	0	※3,000円×200人×0.7
2. 会費収入	2,930,000	2,800,000	130,000	※1,000円×2,900人×0.9
会費収入	2,820,000	2,740,000	980,000	※1,000円×250名×0.9
終身会費入会金	100,000	60,000	40,000	※5,000円×25名×0.8
3. 雑収入	100	100	0	
雑収入	100	100	0	
4. 繰入金収入	2,000,000	3,500,000	△1,500,000	
繰入金収入	2,000,000	3,500,000	△1,500,000	基金会計より繰入
当期収入合計(A)	5,350,100	6,720,100	△1,370,000	
前期繰越収支差額	428,583	291,503	137,080	
収入合計(B)	5,778,683	7,011,603	△1,232,920	
II. 支出の部				
1. 事業費	3,055,000	3,870,000	△815,000	
会議費	550,000	520,000	30,000	会議要項作成・招集旅費・総会・地区懇話会
渉外費	80,000	100,000	△20,000	退職校長会・教師と子供の像 等
会報・発行費	1,200,000	1,850,000	△650,000	会報2回印刷・発送
名簿整理費	5,000	10,000	△5,000	名簿作成資料代
セミナー開設費	100,000	170,000	△70,000	講師資料代・反省会補助
学部・準会員支援費	120,000	200,000	△80,000	長大慰霊祭・学部祭・美、音への支援 他
公益事業費	800,000	700,000	100,000	学校図書館の助成
地区助成費	200,000	320,000	△120,000	通信費5,000円×17地区・地区懇話会
2. 管理費	2,703,683	3,111,603	△407,920	
報酬給与	1,260,000	1,440,000	△180,000	代表理事・職員報酬
法定福利費	0	0	0	労働保険料
交通旅費	260,000	270,000	△10,000	交通費
事務用品費	90,000	110,000	△20,000	コピー用紙・トナー交換・年賀状・西洋紙 等
消耗品費	10,000	15,000	△5,000	お茶、灯油等
借料	450,000	470,000	△20,000	家賃・清掃費・機器レンタル料
光熱水費	120,000	130,000	△10,000	電気・水道料
公租公課	71,000	71,000	0	県、市民税
通信費	140,000	120,000	20,000	電話、切手、送料
会費徴収費	90,000	90,000	0	会費振込料
慶弔費	20,000	20,000	0	祝儀、弔電他
雑費	192,683	375,603	△182,920	税理事務手数料、法務局登記、残高証明
3. 固定資産取得購入支出	0	0	0	
什器備品購入支出	0	0	0	
4. 繰入金支出	20,000	30,000	△10,000	退職積立金特別会計
当期支出合計(C)	5,778,683	7,011,603	△1,232,920	
当期収支差額(A)-(C)	428,583	291,503	137,080	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

# 役員紹介

平成26年度

敬称略

## (顧問)

藤木 卓(長崎大学教育学部長)

上尾 末春(元長崎大学玉園同窓会会長)

下釜 明(長崎県退職校長会会長)

小田 恒治(長崎県教育会理事長)

峰 信子(OB・S19)

山田 喜孝(OB・S21)

小西 峯一(OB・S28)

(会長理事) 山崎 滋夫(OB・S37)

(副会長理事) 峰松 終止(OB・S42)

(理事) 平田 徳男(OB・S37)

内野 成美(教育学部教授)

渡邊 洋子(OB・S31)

西平 千治(OB・S38)

中川 幸久(OB・S48)

宮地 計(OB・S30)

草野 昭(OB・S34)

木村 晃一(OB・S34)

小川 大天(OB・S34)

松尾 克久(長与南小学校長)

濱崎 嘉一郎(OB・S39)

(監事) 鳥崎 賢一(縣)

有川 政秀

(幹事) 原 慈子(野中)

尾崎 俊輔(安部)

野田 和宏(赤井)

上野 國博(中島)

## (地区長)

長崎地区

佐世保地区

大村地区

諫早地区

島原地区

雲仙地区

南島原地区

平戸地区

松浦地区

五島・南松地区

東彼地区

西海・西彼地区

北松地区

杵岐地区

対馬地区

高等学校支部

国立大学法人・小・中・特別支援学校支部

(地区委員)

本田 一郎・澁谷 翠  
久富 和幸・大隈 智  
仲 重利・池田 英俊

青嶋 秋男(鳴見台校長)

溝内 辰夫(OB・S49)

坂元 利彦(OB・S48)

川端 利長(諫早中校長)

松尾 好則(OB・S49)

安藤 芳也(愛野小校長)

柴田 義昭(口之津小校長)

入口 政信(津吉小校長)

田島 豊広(今福小校長)

笹山 義徳(崎山小校長)

口木 正弘(彼杵中校長)

佐藤 雄一(時津小校長)

山田 典昭(佐々小校長)

坂元 正博(盈科小校長)

杉本 美津廣(OB・S49)

玉島 健二(諫早中校長)

森 浩司(附属中校長)

菅藤 大三・赤瀬 明子  
藤田 克祐・森下 秀男  
金森 徹也  
高橋 ちあき・前田 英穂  
山口 喜典  
濱田 昌彦  
森本 和孝  
澤村 信司  
杉 武侯  
山田 芳弘  
松永 勤  
千代島 泉  
岡村 珠樹

東彼地区 藤原 正  
西海・西彼地区 川口 正春  
北松地区 松瀬 大高  
杵岐地区 豊坂 敏博  
対馬地区 薦田 万州生  
高校地区 田川 直行・中村 敦  
中嶋 将晴  
坂口 洋介・山田 勝大

## 一事一務一局一より

### 地区懇話会

#### 「長崎市南部地区」で開催

各地区の退職された会員と、まだ現職で頑張っている会員が、共に学生時代に戻り、青春時代を懐かしみながら、地域の教育を盛り上げようと語り合う地区懇話会も12回目を迎えました。会を重ねるごとに交流は深まり、先輩・後輩の絆を確かなものにするのと同時に、各地区の教育振興に寄与していることを強く感じます。本年度は長崎市南部地区で開催することになりました。期日・場所等につきましては、後日、お知らせいたします。会員の皆様、御出席方よろしくお祈りいたします。

「長崎大学全学同窓会」開催される  
「第6回長崎大学ホームカミングデー」  
「長崎大学全学同窓会」(第6回  
長崎大学ホームカミングデー)が、

本年度も、平成26年11月8日(土)、長崎大学文教キャンパスにおいて開催されます。本年度は、例年とは違い、講演のみのホームカミングデーとなりました。講演の予定は、本年度退官される教授の「退官記念講義」ということで計画を進めているところです。

ホームカミングデー終了後の懇親会は、各学部単位で自主的に行うことになりました。本教育学部の懇親会は当日の状況を見て考えて連絡します。多数の参加をお待ちしております。

### 会費納入のお願い

今回も会費納入についてお願いいたします。玉園同窓会の事業展開の財源であります活動資金に困窮を極めている現状です。特に一般会員の方で、長崎県公立・県立・私立学校に勤務している会員以外の、県内・県外在住の方々の納入が滞っている現状です。この窮状を御理解いただき、会費の納入を是非お願いいたします。

(1) 会費 1人年額 1,000円  
(2) 納入期限 本年10月末日  
尚、会費を2年間滞納した場合は、会員名簿から削除されますので、ご承知おきください。(会報「たまごの131号」参照)